

第 1 7 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年10月31日(金) 午後1時30分 から 1時50分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		讓
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(1人)

1番 竹内厚子

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について
第6	議案第4号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小林和仁
農地係長	松林功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 17 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございました。

本日はあいにくのお天気です。だんだんと秋始末も一段落といったところでしょうか。

現在は、豆刈りが最盛期であります。それが終わりましたら、本当に農作業もなくなっていくのかなぁと思っております。

会長

そういった中で、先週 22 日にせたな町の人事異動の内示がございまして、こちらの小林事務局長が農林水産課長として異動となります。総会後に小林局長より挨拶がございます。また本日、送別会も予定しております。

後任には、三杉荘の西田所長が新事務局長として赴任されます。

会長

本日の総会は、議案第 4 号まで案件がございます。

慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

事務局長

ありがとうございました。

本日、1 番竹内委員より欠席の届出がございました。

只今の出席委員は 14 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、4 番大羽委員、5 番西川委員を指名いたします。この指名は、第 17 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 7 年 10 月 31 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 28 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約の申出は、借主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、経営を縮小するためでございます。

補足といたしまして、平成 22 年から農業者年金の経営移譲年金受給のため [REDACTED] さんに貸している土地ですが、令和 2 年に 10 年間の再契約しております。特定処分対象地から除外されております。その点でも解約に支障はございません。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。

番号 29 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約の申出は、借主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、農地を買入れ、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長

「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案3ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。
令和7年10月31日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料3ページをご覧ください。
番号12番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、
現況地目は田と山林、面積が[REDACTED]㎡、こちらの契約につきましては売買
でございまして、単価が[REDACTED]円、売買価格が[REDACTED]円でございます。
理由につきましては、農地を買入れ、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長

「日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について。

農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するように要請する。

また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。

令和 7 年 10 月 31 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 5 ページをご覧ください。

番号 140・141 番。利用権の設定等を受ける者、

、さん。利用権の設定等をする者、

さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、の計 4 筆、面積が合わせて m^2 、利用目的は水田、こちらの契約は賃借権でございまして、期間につきましては、2025 年 11 月から 2030 年 10 月までの 5 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、新規の契約で、令和 8 年から支払い開始でございます。

補足ですが、公社の規則において、11 月以降の公告の支払いについては次年度の支払いになりますので、こちらは令和 8 年からの支払いとなっております。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

番号 142 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

、さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、の計 9 筆、面積が合わせて m^2 、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約につきましては旧合理化事業による賃貸借（貸付タイプ）でございまして、期間につきましては、2025 年 11 月から 2030 年 10 月までの 5 年間、賃貸価格が買入価格の 1 % になりますので 円となっております。

こちらにつきましては、8 月 29 日第 15 回総会で前所有者の さんから公社に所有権移転された土地ででございます。9 月に他 6 件議案にあげましたが、地上権設定の関係で本件のみ一月遅れでの賃貸借となっております。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。

番号 143・144 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、面積が m^2 、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2025 年 11 月、対価の支払期限が 2026 年 3 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は 円でございます。

事務局	こちらにつきましては、8月29日第15回総会で現況証明願いについてご審議いただいた土地でございます。地目変更登記が終了したための売買となっております。
事務局	以上の計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。
議長	はい。説明が終わりました。 議案第3号について質疑ございませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
	【日程第6 議案第4号 土地現況証明願について】
議長	「日程第6 議案第4号 土地現況証明願について」を議題といたします。
議長	事務局より説明願います。松林係長。
事務局	はい。議案7ページをご覧ください。 土地現況証明願について。 別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。 令和7年10月31日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	資料10ページをご覧ください。 番号14番。所在につきましては、 XXXXXXXXXX 、面積が XXXX ㎡、公簿地目は宅地介在畑、現況地目は畑、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。所有者、願出者共に XXXXXXXXXX 、 XXXXXX さんでございます。 2025年10月14日に金谷委員、小島代理と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。状況といたしましては5年前から家庭菜園としても利用されておらず、原野状態となっております。場所につきましては、11ページの図1のとおりでございます。 あまり聞き慣れない「宅地介在畑」について補足説明いたしますと、農地法第4条または第5条の許可または届出を行った畑です。課税も宅地並にされております。
事務局	番号15番。所在につきましては、 XXXXXXXXXX 、面積が XXXX ㎡の

事務局 こちらにつきましては、8月29日第15回総会で現況証明願いについてご審議いただいた土地でございます。地目変更登記が終了したための売買となっております。

事務局 以上の計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 土地現況証明願について】

議長 「日程第6 議案第4号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案7ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和7年10月31日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料10ページをご覧ください。
番号14番。所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED]㎡、公簿地目は宅地介在畑、現況地目は畑、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。
2025年10月14日に金谷委員、小島代理と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。状況といたしましては5年前から家庭菜園としても利用されておらず、原野状態となっております。場所につきましては、11ページの図1のとおりでございます。
あまり聞き慣れない「宅地介在畑」について補足説明いたしますと、農地法第4条または第5条の許可または届出を行った畑です。課税も宅地並にされております。

事務局 番号15番。所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED]㎡の

事務局

うち宅地が ■■■㎡、畑・原野が ■■■㎡、公簿地目は畑、現況地目は宅地、畑・原野、利用状況につきましては宅地、原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に ■■■、■■■さんでございます。こちらは平成 22 年から宅地として利用し、原野部分も肥培管理していない家庭菜園でして、こちらも長く利用されていないものでございます。また、一筆全体を同じ地目とするのは難しいことから、10 月 20 日に宅地部分を ■■■、原野部分を ■■■に分筆済みでございます。

2025 年 10 月 14 日に金谷委員、小島代理と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、12 ページの図 2 のとおりでございます。

事務局

番号 16 番。所在につきましては、■■■、■■■、■■■、■■■の計 4 筆、面積が合わせまして ■■■㎡、公簿地目は畑、現況地目は畑、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に ■■■、■■■さんでございます。こちらは倒木により通行が難しくなったことから、耕作できない時期が長くあったことと条件も悪いことから原野状態となっているとのこととです。

2025 年 10 月 17 日に玉木委員、大羽委員、阿部委員と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、18 ページの図 3 のとおりでございます。

事務局

番号 17 番。所在につきましては、■■■、■■■の計 2 筆、面積が合わせまして ■■■㎡、公簿地目は畑、現況地目は畑、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に ■■■、■■■さんでございます。こちらの土地の状況といたしましては、平成 24 年までは耕作されていましたが、賃貸借期間終了後 10 年以上耕作者がおらず、所有者も町外の方で他に仕事もあることから管理できず畑への復帰が難しい状態でございます。

2025 年 10 月 17 日に玉木委員、大羽委員、阿部委員と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、14 ページの図 4 のとおりでございます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

議長

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 17 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 **11** 月 **25** 日

会議録署名委員

4 番

犬羽 孝志

5 番

西川 譲

議長

原田 喜博